

甲賀市国民健康保険協議会について

甲賀市国民健康保険運営協議会は、甲賀市国民健康保険条例（平成 16 年甲賀市条例第 106 号）第 2 条に基づき設置しています。また、その組織、運営等については同条例および甲賀市国民健康保険運営協議会規則（平成 16 年 10 月 1 日甲賀市規則第 87 号）により定められています。

○協議会の任務（規則第 2 条、国民健康保険法第 11 条第 2 項）

市長の諮問に応じ、国民健康保険の運営に関する事項で、次に掲げる事項について審議をする。

- （１）保険給付に関すること
- （２）保険料の徴収に関すること
- （３）その他の重要事項に関すること

○組織（条例第 2 条）

- （１）委員数 18 名
- （２）委員構成
 - 被保険者を代表する者 5 人
 - 保険医又は保険薬剤師を代表する者 5 人
 - 公益を代表する者 5 人
 - 被用者保険等保険者を代表する者 3 人
- （３）委員の任期 3 年

○会長等（規則第 3 条）

委員の互選により会長を選任する。会長に事故あるときは、あらかじめ会長同様に選任する委員が職務を代理する。

○会議（規則第 4 条、6 条）

会長が招集し、議長となる。

委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

出席した委員の過半数をもって決する。

○会議の公開

会議は、「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」に基づき、原則公開とする。ただし、必要がある場合は、会議の非公開または一部公開とすることができる。（詳細は、別紙要領参照）

甲賀市国民健康保険運営協議会会議公開および傍聴に関する要領

1 会議の公開について

会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 検討または協議に関する内容で、会議を公開にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがある場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）第6条各号に定める非公開情報に関する審議を行う場合

2 傍聴人の定員

5名とする。

3 傍聴の手続き

傍聴を希望する場合は、会議開始10分前までに、会場に到着し、受付（受付は会議の30分前から開始）を済ませるものとする。

傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順に決定するものとする。

4 報道機関の取材活動について

報道機関の取材については、会議の公開可能な部分で、かつ、円滑な議事運営に支障が生じない範囲内において、認めることとする。

5 会議録の作成および会議の概要報告について

会議終了後、事務局にて、議事録を作成し、市民から閲覧希望の申出があった際は、非公開情報を除き、閲覧を認めるものとする。議事録作成にあたり、発言者の個人名の記載は行わないこととする。

また、会議の概要報告は、会議開催日から概ね1月以内に、市ホームページにて公開することとする。

6 その他

傍聴者の守るべき事項や、会議の開催案内・概要報告の項目等については、「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」によるものとする。

○甲賀市国民健康保険条例（抜粋）

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 106 号

（国民健康保険運営協議会）

第 2 条 国民健康保険事業の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて審議し、又は必要に応じ建議するため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、甲賀市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1） 被保険者を代表する者 5 人

（2） 保険医又は保険薬剤師を代表する者 5 人

（3） 公益を代表する者 5 人

（4） 被用者保険等保険者を代表する者 3 人

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

○甲賀市国民健康保険運営協議会規則

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

規則第 8 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市国民健康保険条例(平成 1 6 年甲賀市条例第 1 0 6 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき甲賀市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第 2 条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて審議し、必要があるときは、市長に建議することができる。

2 前項の諮問があったときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかに答申するものとする。

(会長)

第 3 条 国民健康保険法施行令(昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号)第 5 条の規定に基づき、協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第 1 項に準じて選出された委員が、その職務を代理する。

(会議の開催)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 委員定数の 2 分の 1 以上の者から招集の請求があった場合は会議を開かなければならない。

3 会長は、前項により会議を開催するときは、事前に市長に通知しなければならない。

(会議の通知)

第 5 条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 委員は、会議の招集に応ずることができないときは、その事由を記して会議開催前までに会長に届け出なければならない。

(会議)

第6条 会議は、定数の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民環境部保険年金課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成26年規則第23号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。